

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

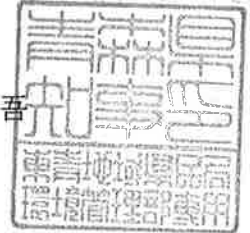
秋田県秋田市新屋鳥木町1番82-2号

豊興産株式会社

代表取締役 石黒 望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 平成25年7月24日

許可の有効年月日 平成30年7月23日

#### 1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無  
無し

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）

廃油（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当無し

#### 3. 許可の条件

無し

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年7月24日 更新許可

平成15年7月24日 更新許可

平成20年8月11日 更新許可

平成25年7月24日 更新許可

平成29年10月23日 住所を「秋田県秋田市新屋扇町12番49号」から「秋田県秋田市新屋鳥木町1番82-2号」に変更し、書換え

#### 5. 積替え許可の有無

市名

—

無し

許可番号

—

#### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無し